

I 一般入試

1 出願資格

次の(1)～(9)のいずれかに該当する者

- (1) 大学（医学、歯学、薬学（修業年限6年）又は獣医学を履修する課程）を卒業した者及び平成29年3月までに卒業見込みの者
- (2) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
 - ① 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者
 - ② 修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で大学院又は専攻科において、大学の医学、歯学、獣医学及び薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者「注参照」
 - ③ 大学（医学、歯学、獣医学及び薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院または専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、獣医学及び薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者「注参照」
 - ④ 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者及び平成29年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者及び平成29年3月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成29年3月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 本教育部において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成29年3月31日までに24歳に達しているもの「注参照」
- (8) 大学（医学、歯学、薬学（修業年限6年）又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの「注参照」
- (9) 外国において学校教育における16年の課程（（最終の課程は医学、歯学、薬学（修業年限6年）又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下、この号において同じ））を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの「注

参照」

「注」 出願資格(2)－②・③、(7)、(8)及び(9)により出願しようとする者（但し、資格(2)－②により出願しようとする者のうち、修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者を除く）は、事前に出願資格審査を行うため、熊本大学教育研究支援部生命科学系事務課医学事務チーム教務担当（電話 096-373-5025）に必要書類を請求し、7ページの要領で審査の申請を行ってください。

II 社会人入試

1 出願資格

次の(1)～(5)のいずれかに該当し、官公庁、教育・研究機関、企業等において、志望する講座に関連する業務に2年以上従事しており、入学後も同等の身分を有し、所属長の承諾を受けた者としてします。

- (1) 大学（医学、歯学、薬学（修業年限6年）又は獣医学を履修する課程）を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
 - ① 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者
 - ② 修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で大学院又は専攻科において、大学の医学、歯学、獣医学及び薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者「注参照」
 - ③ 大学（医学、歯学、獣医学及び薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院または専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、獣医学及び薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者「注参照」
 - ④ 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (5) 本教育部において、個別の入学資格審査により、大学（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成29年3月31日までに24歳に達しているもの「注参照」

「注」 資格(2)－②・③及び(5)により出願しようとする者（但し、資格(2)－②により出願しようとする者のうち、修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者を除く）は、事前に出願資格審査を行うため、熊本大学教育研究支援部生命科学系事務課医学事務チーム教務担当（電話096-373-5025）に必要書類を請求し、6ページの要領で審査の申請を行ってください。

Ⅲ 柴三郎プログラム

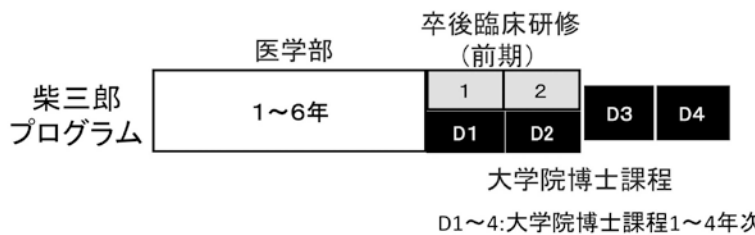
1. 柴三郎プログラムとは

柴三郎プログラムは、優秀な医学研究者（医師）とくに基礎研究医を養成するためのプログラムです。本プログラムでは、大学院での研究・修学と* 卒後臨床研修(前期)を平行して行うことにより、医学部から大学院までのシームレスな医学教育を受けることが可能であります。

*卒後臨床研修・・・医師法(昭和二十三年七月三十日法律第二百一号)第16条の2
第1項に規定する臨床研修

柴三郎プログラムの特色

1. 卒後臨床研修を受けながら、大学院で研究・修学に励むことができます。



2. 熊本 大学医学部附属病院卒後臨床研修プログラムの、すべてのプログラムを選択することができます。また同研修プログラムに参加している、すべての施設での研修が可能です。
3. インターネットを利用したe-ラーニングで講義を受講し、単位を修得することが可能です。遠隔地で臨床研修を受けていても、必要な単位を無理なく修得できます。
4. 1, 2年次を対象として、柴三郎プログラム奨学金制度を設けています。申請の後、面接及び書類審査等により採用されれば、奨学金の支給を受けられます。
5. 在学期間をさらに短縮することが可能です。本大学院博士課程の在学期間短縮制度を利用して、一定の基準を満たす優れた英語論文を早期に発表できた場合には、3年以上4年未満の就学により修了が可能です。
6. 一般履修コース以外に「エイズ制圧を目指した研究者育成プログラム」、「発生・再生医学研究者育成コース」、「がん博士育成プログラム」ならびに「代謝・循環情報医学エキスパート育成コース」を選択できます。
7. 「柴三郎プログラム」への参加は、卒後臨床研修の妨げにならない範囲で行い、研修先所属長の指示に従うこととなります。
8. 卒後臨床研修を2年間で修了できなかった場合、D3以降は柴三郎プログラムでは就学できなくなります。ただし、病気や事故などのやむを得ない事情で研修が中断した場合は、この限りではありません。なお柴三郎プログラムで就学できなくなった場合でも、大学院の授業は引き続き履修できます。
9. 柴三郎プログラムへの参加は、熊本大学医学部附属病院群卒後臨床研修プログラムへの参加が義務付けられていますので、医師国家試験、もしくは歯科医師国家試験に合格することが必須条件です。ただし、国家試験に不合格になった場合は、希望すれば入学後に一般入試と同様の履修に変更することができますが、途中から柴三郎プログラムに再変更することはできません。

2. 募集人員：5名程度

3. 出願資格

①熊本大学医学部附属病院群・卒後臨床研修プログラムもしくは熊本大学医学部附属病院歯科医師臨床研修プログラムで「卒後臨床研修」を受けながら「大学院博士課程」への入学を志願する者で、次に該当する者または平成29年3月までに該当する見込みの者

- (1) 大学の医学の課程を卒業した者
- (2) 防衛省設置法〈昭和29年法律第164号〉による防衛医科大学校を卒業した者
- (3) 大学の歯学の課程を卒業した者

② 下記の i) および ii) の要件を満たした熊本大学医学部附属病院群・卒後臨床研修プログラムに参画している病院の卒後研修プログラムで、「卒後臨床研修」を受けながら「大学院博士課程」への入学を志願する者で、(1)もしくは(2)に該当する者または平成29年3月までに該当する見込みの者

- i) 熊本大学医学部附属病院で12か月間以上の研修を義務づけていること。
- ii) 厚生労働省から大学院と平行して卒後臨床研修を実施することが認められていること。

- (1) 大学の医学の課程を卒業した者
- (2) 防衛省設置法〈昭和29年法律第164号〉による防衛医科大学校を卒業した者

IV 共通事項（一般入試，社会人入試，柴三郎プログラム）

1 出願手続

(1) 出願書類受理期間

平成29年 2月27日（月）から平成29年 3月 2日（木） 17時（必着）

(2) 出願書類提出方法

封筒の表面に「医学教育部博士課程出願書類在中」と朱書きし、「書留速達」郵便で提出してください。

〔出願書類提出先〕〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部入試課

2 提出書類等

(*印は添付の本教育部所定の様式を利用ください。)

	提出書類等	提出該当者	摘 要
*	入 学 志 願 票	全員 注1	10ページの「入学志願票記入上の注意」を参照してください。
*	写真票・受験票・住所票	〃	縦4cm×横3cm、上半身脱帽正面向き、出願前3か月以内に撮影したものを写真票に貼ってください。
	写 真 (1 枚)	〃	
	卒 業 証 明 書 等	〃 注2	卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書。 （本学医学部卒業生及び本学医科学専攻修士課程修了者は不要。）
	成 績 証 明 書	〃 注2	出身大学（学部・研究科等）長が作成し厳封したもの。 （本学医学部卒業生及び本学医科学専攻修士課程修了者は不要。）
	学 士 の 学 位 証 明 書 等	一般入試・外国人留学生入試出願資格(6)による出願者	大学等の長が発行する学士の学位（取得見込）証明書及び評価機関又は大学等の長が発行する学位を取得（見込）した大学等が受けた認証評価(※)の結果を証明するものを提出してください。
*	志 望 理 由 書	〃	志望理由を記入してください。
*	受 験 承 諾 書	有 職 者 (出願時)	有職者は、所属機関の長が作成した受験承諾書を提出してください。
*	推 薦 書	社会人入試 志願者	所属機関の長が作成した推薦書を提出してください。

外部組織による英語試験のスコア (コピー可)	希望者のみ	英語の試験については、外部組織による英語試験のスコアが一定の基準を満たす場合は、スコアの提出をもって、受験に代えることができます。出願時にスコアを提出し、試験当日に英語試験(筆答試験)を受験することもできます。
入学検定料 (検定料受付証明書貼付台紙)	全員注3	30,000円 綴じ込みの払込用紙を使って、郵便局又は銀行の受付窓口で払い込んでください。検定料受付証明書を検定料受付証明書貼付台紙の所定の欄に貼ってください。 なお、平成28年熊本地震により災害救助法適用地域で被災された方については、入学検定料免除の特別措置を行っております。条件や手続き等の詳細については、本学ウェブサイトをご覧ください。 (http://www.kumamoto-u.ac.jp/nyushi 内の「平成28年熊本地震により被災した志願者の入学検定料の免除について」参照)
受験票返送用封筒	''	定形封筒(長形3号(23.5cm×12cm)に郵便番号・住所・氏名を明記し、362円分の切手を貼ったもの。
* 卒後臨床研修宣誓書	柴三郎プログラム 志願者	卒後臨床研修宣誓書に記入してください。
住民票の写し	外国人志願者	外国人志願者は、市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記した「住民票の写し」を提出してください。 ・出願者以外の世帯員については、証明不要です。 ・出願時に日本国内に在住していない者は、旅券の写しを提出してください。

- (注) 1. 外国人志願者の場合、入学(進学)志願票履歴事項欄の学歴については、受けた学校教育のすべてを記入してください。
2. スコアによる評価を希望する場合は、出願時には、入学試験日から2年以内に受験したTOEFL-iBT(スコア33以上)、TOEFL-PBTまたはTOEFL-ITP(スコア407以上)、TOEICまたはTOEIC-IP(スコア380以上)、IELTS(スコア4以上)のいずれか又は複数のスコアのコピーを提出し、試験当日12:00~13:00の間に入学試験実施本部(熊本大学大学院医学教育部)にスコアの原本(確認後返却します)を持参してください。出願時とは異なる新たなスコア(原本およびコピー)を提出することもできます。複数のスコアを提出した場合や、スコアを提出し試験当日に英語試験(筆答試験)も受験した場合は、各スコアの中から、最も高い評価点を採用します。なお、TOEFL-ITPおよびTOEIC-IPについては、本学で実施したものに限り、ただし、ここに挙げたスコアの基準は提出を認める最低点であり、入学試験の可否は、英語を含めた総合評価で合格基準を満たす必要がありますので、基準点に近いスコアを提出する者は、入学試験当日の英語試験(筆答試験)も受験されることをお勧めします。
3. 出願書類のうち外国語で書かれたものは、全て日本語の訳文を添えてください。(ただし、国費留学生を除く)国費留学生は、「国費外国人留学生証明書」(出身大学が作成したもの)を提出してください。
4. 熊本大学大学院修士課程又は博士前期課程を平成29年3月に修了見込みの志願者は、「入学検定料」は不要です。
5. 改姓等により、証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

(※) 政府又は関係機関による大学等の教育研究活動等の総合的な状況についての認証評価

(参考: 政府又は関係機関の例)

イギリス: 高等教育質保証機構(QAA)

オランダ: オランダフランダースアクレディテーション機構(NVAO)

フィンランド: 高等教育評価機構(FINHEEC)

韓国: 韓国大学教育協議会(KCUE)

中国：中国教育部高等教育教學評価センター（HEEC）

参考例に該当しない場合は、他の出願資格による出願をしてください。その場合は出願資格審査となる場合があります。

3 検定料の払込方法

(1) 検定料 30,000円

(2) 払込期間

平成29年2月24日（金） ～ 平成29年3月2日（木）

(3) 払込場所と方法

① 綴じ込みの「検定料払込用紙」に必要事項を記入して、必ず郵便局又は銀行の受付窓口【ATM（現金自動預払機）は使用不可】で振り込んでください。振込手数料は、志願者本人の負担となります。

② 振込後、受付窓口で受領した「検定料受付証明書」を「検定料受付証明書貼付台紙」に確実に貼り付けて提出してください。

(4) 出願に際しての留意事項

① 検定料が払い込まれていない場合又は払込済の「検定料受付証明書」が「検定料受付証明書貼付台紙」の所定の欄に貼り付けていない場合は出願を受理しません。

② 出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済の検定料は返還しません。

(ア) 検定料を払い込んだが出願しなかった（出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった）場合

(イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

返還請求の方法

返還請求の理由、志願者氏名（氏名の右側に押印願います）、志望大学院、現住所、郵便番号、連絡電話番号、振込口座〔銀行名（ゆうちょ銀行を除く）、支店名、普通預金の口座番号、口座名義（ふりがなも記入ください）、志願者氏名と口座名義が異なる場合は志願者との続柄〕を明記した検定料返還請求願（様式は問わない）を作成し、必ず「検定料受付証明書」を添付して速やかに郵送してください。

送付先 〒860-8555
熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
熊本大学運営基盤管理部財務課
収入・支出チーム

4 選抜方法

入学者の選抜は、学力検査、成績証明書及び志望理由書などの内容を総合して行います。

(1) 試験日時及び場所

試験日	試験科目等	時間	試験会場
平成29年3月10日（金）	英語（筆答試験） （辞書持込み可）	9:00~12:00	熊本大学 医学部
	口述試験	13:30~	

【注意事項】

1. 学力検査は、英語（筆答試験）及び志望理由と入学後の研究（口述試験）により行います。
2. 英語試験に際しては、辞書の持ち込みを可としますが、一般的な語学用辞書に限ります。辞書機能をもつ電子機器類の持ち込みは認めません。
3. 海外在住の志願者の口述試験は、インターネット面接または試験会場での受験とします。なお、これに志願する者は、事前に医学教育部所属の指導教員と十分に相談の上申し込むこと。（外国人志願者は、平成29年4月3日までに来日できる者に限る。）

5 合格者発表

平成29年3月21日(金)11時に合格者の受験番号を医学部正面玄関の掲示板に発表し、合格通知書を合格者へ発送します。
また、参考までに本学のウェブサイト(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/>)にも掲載します。

合格通知書の氏名については、コンピュータに登録する際に慣用字体を用いますので、志願票の表記と異なる場合があります。また、対応できない場合は、カタカナで表記しますのでご了承ください。

なお、電話等による合否の照会には一切応じません。

6 入学手続

◎入学手続等の詳細については、合格通知書送付の際に同封します。

(1) 入学手続期間及び方法

入学手続期間及び方法については、合格通知書送付の際にお知らせします。

(2) 入学手続時の注意事項

入学手続期間中に入学手続きをしなかった者は、入学を辞退したものと取り扱います。

(3) 入学手続時の必要経費

入 学 料 (予定額) 282,000 円

(4) 入学手続に必要な主な書類

①誓約書 ②保証書 ③カラー顔写真(縦4cm×横3cm)

◎授業料について 注2.

授 業 料 (前期分) 267,900 円 (年額 535,800 円)

◎平成28年熊本地震に伴う経済支援について

平成28年熊本地震により被災した世帯の入学者を対象とした入学料及び授業料の免除制度があります。

詳細は入学手続案内にてお知らせします。

(注) 1. 入学料及び授業料の納入方法と免除の申請手続等については、入学手続案内送付の際にお知らせします。

2. 入学時及び在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

7 奨学金について

日本学生支援機構に出願し、選考の結果により第一種奨学金(平成28年度は、月額8万円、月額12万2千円から選択)、または第二種奨学金(平成28年度は、月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択)の貸与を受けることができます。その他、地方公共団体及び民間団体の奨学金制度もあります。

8 国際交流会館(入居)申込み方法(外国人志願者のみ)

入学後、国際交流会館への入居を希望する人は、**合格発表を待たずに**、次のとおり申し込んでください。入居期間は、原則として半年以内とします。

なお、不合格になった場合には、入居することができません。

(1) 入居申込書請求方法

国際教育課の窓口で受け取るか、郵送またはE-mailで請求してください。

郵送で請求する場合は、封筒の表に「国際交流会館入居申込書請求」と朱書きし、返信用封筒[定形長形3号(23.5cm×12cm)]にあて先を明記し、郵便切手82円を貼ったものを同封してください。また、以下の本学ウェブサイトからも取得することができます。

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/kokusaiouryuu/kokusaiouryuukaikan/ryoukin>

(2) 請求(照会)先・提出先

〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部国際教育課

電話 096-342-2160、FAX 096-342-2130

E-mail gji-ryugaku@jimui.kumamoto-u.ac.jp

9 注意事項

- (1) 出願書類を受理した後は、記載事項の変更及び検定料の返還等はありません。
- (2) 出願書類に虚偽の記載をした者は受験資格を失い、また入学決定後であっても入学の許可を取り消すことがあります。
- (3) 受験票が平成29年3月8日(水)までに届かない場合は、教育研究支援部生命科学系事務課医学事務チーム教務担当に問い合わせてください。受験の際は受験票を必ず持参してください。なお、受験票は入学に関する諸手続の際にも必要なもので、合格後も紛失しないよう保管してください。
- (4) 一旦受理した出願書類は返却しません。
- (5) 障がい有する入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を希望する者は、平成29年2月28日(火)までに教育研究支援部生命科学系事務課医学事務チーム教務担当に相談してください。
- (6) 受験のための宿泊施設等の斡旋は行いません。
- (7) 自家用自動車での大学構内への入構及び駐車は禁じます。
- (8) 机には、受験票、辞書、筆記用具、時計、消しゴム、鉛筆削り以外は置かないでください。
- (9) 携帯電話等は電源を切ってください。
- (10) やむを得ない理由で遅刻した場合、試験開始時刻後90分以内であれば受験を認めます。
- (11) 不正行為をした者の解答は無効とし、以後の受験を認めません。

【出願資格審査】

出願資格の事前審査を次のとおり行います。

(1) 出願資格審査に必要な書類

「一般入試」出願資格(2)－②・③、(6)又は社会人入試出願資格(2)－②・③、(5)で出願しようとする者

- ①出願資格審査申請書〔所定用紙〕
- ②出身学校の卒業(修了)証明書
- ③出身学校の成績証明書
- ④業績調書〔所定用紙〕
- ⑤研究従事内容証明書〔所定用紙〕
- ⑥返信用封筒(定形封筒に362円分の切手を貼ったもの。)

「一般入試」出願資格(7)又は(8)で出願しようとする者

- ①出願資格審査申請書〔所定用紙〕
- ②出身学校の成績証明書
- ③返信用封筒(定形封筒に362円分の切手を貼ったもの。)

(2) 資格審査申請書等の提出期間

平成29年2月3日(金)から平成29年2月10日(金)(必着)
郵送する場合は、「書留」とし、封筒表面に「大学院医学教育部(博士課程)出願資格審査申請書類在中」と朱書きしてください。持参する場合は9時～17時の間に提出願います。

〔提出先〕〒860-8556 熊本市中央区本庄1丁目1番1号
熊本大学教育研究支援部生命科学系事務課
医学事務チーム教務担当
(電話) 096-373-5025

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成29年2月17日(金)までに本人あて通知します。

【個別の出願資格審査に関わる者の学歴・研究期間等の基準】

一般入試出願資格(7)及び社会人入試出願資格(5)で出願する場合の研究期間等一覧表

最 終 学 歴	最終学歴以降の研究期間（経験年数）等
① 修業年限2年の短期大学の卒業生	4年以上
② 修業年限3年の短期大学の卒業生	3年以上
③ 高等専門学校卒業生	4年以上
④ 修業年限が2年以上の専修学校の専門課程の卒業生	大学の修業年限(6年)から専門課程を置く専修学校の修業年限を控除した期間以上
⑤ 外国大学の日本分校、外国人学校、専修学校(専門課程を除く。)、各種学校その他国内外の教育施設の卒業(修了)者	大学卒業までの最短就業年数(18年)から最終学校卒業又は修了までの最短修業年数を控除した期間以上
⑥ 上記①から⑤までに掲げる学校の退学者	大学卒業までの最短就業年数(18年)から当該退学した学校の退学時までの修業年数を控除した期間以上

(注) 研究期間(経験年数)とは、次の期間を合算したもの。

- 1 大学又は短期大学において、研究生として在学した期間
- 2 短期大学又は高等専門学校に置かれた専攻科に在学した期間
- 3 大学、短期大学、官公庁、研究所、会社等において教育又は研究部門で教育職又は研究職に従事した期間
- 4 その他、上記1～3に準じた期間

個人情報取り扱い

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜で利用するほか、次のとおり利用します。

- (1) 合格者の氏名等を入学手続に係わる業務で利用します。
- (2) 入学手続者の氏名等を入学後の学籍管理など修学に係わる業務で利用します。
- (3) 入学手続者及び学資負担者の住所・氏名等を授業料徴収など納入金管理に係わる業務で利用します。
- (4) 入学者選抜で取得した成績等の個人情報を、入学料免除・授業料免除及び奨学生選考など修学支援に係わる業務で利用します。
- (5) 個人が特定できないように統計処理したデータを、入学者選抜に関する調査・研究等で利用します。

※ 本学が取得した個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条に規定されている場合を除き、出願者本人の同意を得ることなく他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。